

会 議 名	平成27年度第1回 板橋区男女平等参画苦情処理委員会
開 催 日 時	平成27年12月8日(火) 午前10時00分から午前11時00分まで
開 催 場 所	災害対策室A
出 席 者	8人 [委員] 安藤建治委員、大沢鷹邇委員、小林ゆか委員 [区側出席者] 坂本区長 [事務局] 太野垣総務部長、藤田男女社会参画課長、北村男女平等推進係長、前原
会議の公開(傍聴)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴できる) <input type="checkbox"/> 部分公開(部分傍聴できる) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴できない)
傍 聴 者 数	0人
議 題	(1) 委嘱 (2) 区長挨拶 (3) 委員紹介 (4) 代表委員選出 (5) その他(資料説明及び質疑応答)
配 布 資 料	(資料1) 男女平等参画苦情処理委員会委員名簿 (資料2) 男女平等参画基本条例及び同施行規則 (資料3) 男女平等参画苦情処理委員会申立処理フロー (資料4) 苦情処理状況および相談件数の推移 (参考資料) 苦情処理ガイドブック (参考資料) ひとりひとりが幸せな社会のために
審 議 状 況	(1) 委嘱 事務局が委員氏名を読み上げ、区長から委嘱状が交付された。 (2) 区長挨拶 区長が委員委嘱に当たっての挨拶をした。 (3) 委員紹介 事務局が委員名簿を読み上げた後、各委員が自己紹介を行った。 (4) 代表委員選出 委員の互選により、安藤建治委員が代表委員に選出された。 (5) その他 配付資料をもとに、次の事項について説明をした。 ア 板橋区男女平等参画苦情処理委員会に申立てできる事項 及び板橋区男女平等参画苦情処理委員会に申立てできない事項 イ 板橋区男女平等参画苦情処理委員会の申立ての処理手順 ウ 苦情処理実績及び男女平等推進センターへの相談件数の推移

	<p><b>【主な質疑応答】</b></p> <p>質問：苦情申立ては、区が実施する施策に対してだけでなく、民事上のことでも可能と 考えてよいか。</p> <p>回答：そのとおりである。条例第19条第1項第2号において、当該関係者に対し助言 や是正の要望をするよう区長に要請することができる旨の規定がある。</p> <p>質問：苦情処理委員会について、他区の状況はどのようになっているか。</p> <p>回答：苦情処理委員会を設けているのは、23区中12区である。また、他区の苦情申立 て件数は0件となっている。</p> <p>質問：条例施行規則9条第3項にあるように、社会制度や慣行に関する事項について、 区民に意見を求めるということもあり得るのか。</p> <p>回答：苦情の申立てができる事項と判断した場合は、その可能性もあり得る。</p>
所 管 課	総務部 男女社会参画課 男女平等推進係 (電話3579-2486)